

# 經濟産業省 説明資料

## 1 調査系統の一部変更

a 民間委託を平成28年9月分調査から行いたいとしている理由は何か。 (001)

商業動態統計調査の民間委託については、通常の業務と同時並行で追加的に準備を進める必要があることから、着実に進めるために、4～6月の通常業務の事務繁忙期及び民間委託の集中的な準備期間が極力重ならないように勘案し、9月分調査（丙調査及び丁調査は10月15日提出）からとしている。

商業動態統計調査は、最新の経済センサス-活動調査又は商業統計調査の結果を母集団とした標本調査（一部悉皆）であり、7月分調査を開始月とした一年サイクルで行っている。

このため、4～6月は、調査対象名簿や調査関係用品の作成等を行う必要があるとともに、甲調査及び乙調査の都道府県委託事務に関する、都道府県説明会（ブロック会議）の準備及び開催がある。更に、4～6月は商業動態統計年報の作成時期でもあるため、総じて事務の繁忙期に当たる。

また、民間委託をするための業務（会計手続、各種マニュアル等の作成及び指導・研修等）を行うための集中的な準備期間として約3～4ヶ月要する。

b 本調査において、既に民間委託を行っている業務はあるか。今回、新たに民間委託を想定している業務は、具体的に何か。民間委託を行うことにより、本調査全体の業務分担はどのようなになるのか。 (002)

1. 既に民間委託を行っている業務としては、次に掲げるものがある。

- ・ 標本設計及び抽出作業（最新の母集団名簿に切り替える年のみ）
- ・ 調査関係用品の印刷及び都道府県への発送業務
- ・ 提出済み調査票のデータパンチ業務
- ・ 公表冊子（速報、月報、年報、「商業の動き」）の印刷業務

2. 役割分担については、経済産業省は調査の企画や実施方法等の決定、統計調査の実施プロセス全体の管理を担いつつ、それ以外の業務については、外部リソースを活用していくこととし、今後とも精度維持に努めつつ、経済産業省の責任において統計調査を実施していく。

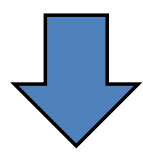
結果として、下図「現状」の経済産業省直送分（丙調査及び丁1～4調査）に係る「調査票配布、回収、督促、審査（疑義照会）」及び「集計」部分について、今回新たに民間委託し、下図「変更後」における太枠部分を一元的に民間委託することを想定している。

# 商業動態統計調査における民間委託のイメージ

## 現状(～平成28年8月分)

		企画設計	印刷 発送	調査票配付、回収、督促、審査(疑義照会)	データ 入力	集計	分析 加工	公表 提供	
都道府県経由分	甲	民間委託(標本設計、抽出)	民間委託	都道府県委託事務	民間委託			民間委託(公表冊子の印刷)	
	乙								
経済産業省直送分	丙								民間委託
	T1~4								

※白地部分が経済産業省事務



## 変更後(平成28年9月分～)

		企画設計	印刷 発送	調査票配付、回収、督促、審査(疑義照会)	データ 入力	集計	分析 加工	公表 提供
都道府県経由分	甲	民間委託(標本設計、抽出)	民間委託	都道府県委託事務				民間委託(公表冊子の印刷)
	乙							
経済産業省直送分	丙			民間委託				
	T1~4							

※白地部分が経済産業省事務

- 今回民間委託を予定している丙調査及び丁1～4調査の調査対象数は、経済産業省が実施している他の経常的な統計調査の規模と比べて、比較的少ない状況(約4500事業所・約150企業)にある。これを民間委託することにより、経済産業省にはどのようなメリットがあるのか。(003)

1. 平成17年12月に、国家公務員定員を5年間で5%純減させる目標及び官業の民間開放の推進等を閣議決定した「行政改革の重要方針」や、統計調査関連業務の民間開放の推進を閣議決定した「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月閣議決定)等を契機に、経済産業省においても外注による質の向上や効率化等の効果が期待できる統計調査から、調査票の配付、回収、審査を含めた包括的民間委託(請負)に順次移行し、調査結果を検証しつつ、民間事業者(外部リソース)の活用を進めてきたところである(下記「参考 経済産業省調査統計グループ所管統計調査の外注化移行年度(例示)」を参照。)。

これにより、経済産業省調査統計グループの定員が直近5年間で約2割の大幅な減少傾向にあっても、統計の質を維持しつつ、必要な統計調査を実施・公表している。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月閣議決定：第Ⅱ期基本計画)において、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要であるとされている。

経済産業省としては、今後もリソースの制約がますます厳しくなることが予想される中、社会経済情勢の変化により高まる統計ニーズに的確に対応し、必要な統計を維持していくため、引き続き、着実かつ速やかに民間事業者(外部リソース)の活用を進めていくことが必要な環境にある。また、民間委託を検討するに当たっては、この状況を踏まえ、周期的な調査(一次的に大きな業務が発生する。)だけでなく、経常的に行う月次調査(業務量が安定している。)も含めた、経済産業省の全体的な統計調査業務の中で考える必要があると考えている。

2. 今回、経済産業省直轄部分(丙調査及び丁1～4調査)について民間委託をする計画としたのは、上記1のとおり、月次調査についても、今後民間委託を相当程度導入することが想定される中で、月次調査の民間委託を実際に行い、それに伴う課題の整理を行うには、報告者にとって、現状の実査環境を大きく変えないところから始めることが適当と考えたためである。

つまり、今回の変更では、①調査員調査を民間郵送調査に大幅に変更するというものではなく、直轄の郵送・オンライン調査を民間委託の郵送・オンラインに変更するにとどまるものであること、②既にオンラインによる回答も進んでいること、③調査対象数も少ないこと、以上のことから報告者にとっても、大幅な対応変更にならないと考えられるところであり、月次調査事務を民間委託する先行部分として適当な範囲と考えているものである。

3. なお、本申請による民間委託を行うことにより期待される事項としては、民間の視点に基づく、督促・回収における高いスキル(例えば、様々な状況に応じた対応

マニュアルの保有、研修等を通じた安定的な応対スキル) を活用して、月次サイクルという限られた作業期間において集中的に督促及び回収を行うことが可能であり、効率的な審査を進めることにより、結果として経済産業省における変動要因の調査・分析についても、早期かつ重点的に行うことが可能となる点が挙げられる。これにより、リソースが低減する中でも、必要な調査結果の安定的・継続的提供が期待される場所である。

参考 当省調査統計グループ所管統計調査  
の外注化移行年度(例示)

外注以降年度	統計調査名	基幹・一般
19年度	海外事業活動基本調査	一般
20年度	経済産業省企業活動基本調査	基幹
22年度	情報通信業基本調査	一般
25年度	純粋持株会社実態調査	一般
26年度	海外現地法人四半期調査	一般
	特定サービス産業実態調査	基幹
27年度	特定サービス産業動態統計調査	一般

d 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等を踏まえ、以下の各事項について、どのような対応を想定しているか。(民間委託をしている他の統計調査の事例も提示いただきつつ、御説明願いたい。)

① 結果精度の維持・向上

- ・ 結果精度の維持・向上のために、どのような取組を想定しているか(特に、報告を求める者への督促、回収率の保持、審査及び疑義照会等)。(004)

(以下は、企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査、海外現地法人四半期調査などでも実施)

○督促、回収率の保持

1. これまでの経済産業省の職員が督促業務を行う場合では、督促業務以外の業務を並行的に行いつつ督促業務を遂行しなければならないという制約があったが、業務を受託した民間事業者においては、必要に応じたスタッフの増員などの対応も含め、短期間に集中して督促を行うことが可能になり、回収率を保持することが見込まれる。
2. ただし、民間事業者が再三にわたり督促するにもかかわらず、回答が得られない事業所(企業)に対しては、経済産業省職員が必要に応じて直接督促を行うことにより、回収を確保する。

○審査及び疑義照会等

1. 審査は、民間事業者が経済産業省事務室内において、経済産業省統計調査システム(以下「STATS」という。)を使用して実施すると同時に、経済産業省側でも民間事業者の審査実施履歴を確認するとともに、必要に応じて職員が個票審査及びサマリ審査を実施して、審査漏れの無いように対応する。
2. STATSによる審査においてエラーが発生した場合、疑義照会を行うが、督促の場合と同様に、民間事業者が短期間に集中して疑義照会を行うと同時にその対処を迅速に行うことにより効率的に業務を実施することが可能である。

## ② 報告者の秘密保護

- ・ 報告を求める者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定しているか(各業務における秘密保護措置、再委託の扱い等)。(005)

### 1. 業務室

民間事業者が業務を実施する際に、自身の事業所内に開設する業務室（以下「業務室」）は、関係者以外の入室を制限するための措置、災害に備えた、防火・防煙・防水等の設備を整える。

### 2. 事業所への立入検査

セキュリティ対策の履行状況を確認するため、担当者が管理状況の報告を求める。経済産業省の担当者が本業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行が不十分であると認める場合には、立入検査を実施する。

### 3. 担当者への教育

「契約期間中及び契約終了後においても、本業務実施において知り得た情報は、その秘密を保持する必要がある、いかなる理由によっても第三者に漏えいしてはならない。」ことを教育し、辞職・退職した後においても同様であることについて誓約書等を取り交わし、周知徹底する。

### 4. データ等の持ち出し管理及び運搬等

業務室からのデータ等（紙調査票や審査等で出力した紙媒体のリストを含む。）の持ち出しを管理する措置を講じる。

また、データ等の運搬の際には、施錠可能なケース等を使用して持ち運ぶこととし、記憶媒体内のファイルは暗号化しパスワードの設定等を行う。

更に、ファイル共有化及びメール等については、強固なセキュリティ確保を備えた方法で行う。

### 5. データ等の保管及び処分方法

民間事業者が契約期間中保管しているデータ等（紙調査票や審査等で出力した紙媒体のリストを含む。）は業務室内の施錠可能な保管庫に施錠のうえ保管する。また、端末やサーバ内に保存されるデータについては、パスワード設定等によるアクセス制限等の強固なセキュリティを備えた方法により保管する。

なお、契約期間の終了後は、経済産業省の指示により納品又は処分を行う。処分については、破碎・溶解・焼却等により復元できないよう全て消去し、その旨を報告させる。

### 6. 経済産業省調査統計システム（STATS）の運用

STATS の運用に当たっては、経済産業省内で行うこととする。



## 7. 再委託（データ入力業務等）

データ入力業務を再委託する場合には、事前に、データ入力の品質管理（ベリファイ等）及び再委託先のセキュリティ等について経済産業省と協議する。また、再委託先（業務室と再委託先との間の運搬等も含む。）のセキュリティについても、本体を受託する民間事業者と同レベルのセキュリティ対策を求めることとする。

更に、再委託先についても、必要に応じて経済産業省が現場の立入検査等を行うことにより、品質管理及びセキュリティ対策の実施を確認し、秘密保護を徹底する。

### ③ 信頼性の確保

- ・ 民間委託により、不信感や拒否感を報告者に持たれることがないように、本調査の信頼性を確保するため、どのような取組を想定しているか。 (006)

1. 丙調査及び丁調査の実査は、現行では経済産業省直轄事務であり、調査票の提出先が経済産業省となっていることを踏まえ、民間委託後も、引き続き経済産業省を提出先として国の調査であることを明確にする。

2. 経済産業省のホームページにおいて、本調査を民間委託している旨を明らかにするとともに、民間事業者の名称及び電話番号等の情報も掲載する。

3. 調査依頼状等において、本調査を民間委託した旨、民間事業者の名称及び電話番号、並びに調査実施のための業務室を設置した旨についても記載する。

### ④ 民間事業者の履行能力の確認

- ・ 民間事業者の履行能力を確認するため、どのような取組を想定しているか。 (007)

1. 最低価格落札方式ではなく総合評価落札方式を採用し、評価項目に民間事業者の履行能力を確認する項目を設け、民間事業者の履行能力を加味して選定を行う。

2. 更に、仕様書において提出を求める業務計画に関する資料等に加え、業務を効率的に行うために有効な方法を提案させ、その内容を踏まえて民間事業者の履行能力を判断する予定としている。

- e 丙調査及び丁調査の実査・集計業務を民間委託した後の調査スケジュール(調査票の配布・回収、督促、審査、集計、公表等)については、現状の調査スケジュールから変更の予定はあるか。

特に、本調査が月次調査であることに鑑み、現状どおり、安定した公表スケジュールで対応がなされるようにするための担保は想定されているか。また、更なる公表の早期化の余地はあるか。

(008)

1. 調査スケジュールに関しては、基本的に現状と変わらない予定である(「月間スケジュール概要」参照)。

商業動態統計調査は、毎月の調査票提出日を省令で定めている他、データ入力日、集計結果確定日、速報及び確報の公表予定日時を予め年間で設定しており、当該スケジュールに合わせて、必要に応じた督促、回収、データ入力、審査、疑義照会、集計作業などを行っており、過去に公表が遅れた事例はない。

2. 民間委託に際しては、スケジュールに沿って業務を進める上で十分な人員の確保を求めるとともに、もし予期せぬトラブルが起こった場合には、経済産業省担当者の然るべき指示のもと、迅速・柔軟に対応できるバックアップ体制を含めた実施体制を構築することを必須条件にして、決して公表に遅れが生じることがないように万全を期することとしている。

また、データの審査ツールは、外注業者が新たに構築するのではなく、経済産業省において構築し、従前から使用しているSTATSを使用させるため、外注業者側の過失によるシステムトラブル等が発生することはなく、公表に遅れが生じることはないものと考えている。

3. なお、更なる公表の早期化の余地については、経済産業省内の作業短縮はもとより、民間委託分だけではなく都道府県経由調査分も法定提出期日を早める必要があり、都道府県や報告者側にも負担が増すことや、期日に提出が間に合わない報告者が出てくるなど、調査精度にも影響するため、現状においては困難と考える。

丙・丁1～4調査の標準的なスケジュール概要(速報ベース)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
調査票提出日																○															
督促、回収																															
データ入力																															
審査、疑義照会																															
集計作業等																															
公表準備																															
速報公表																															

※実線は作業に必要な稼働日数であり、土日祝日数は考慮していない。

## 2 前回答申における「今後の課題」

a 現在、業界団体におけるコンビニエンスストアの既存店に係る商品販売額等のデータの把握状況はどのようになっているか。 (009)

1. 前回の諮問に係る部会審議を受けて、平成26年5月に当省と（一社）日本フランチャイズチェーン協会（以下「JFA」という。）の間で確認した事項は次のとおり。

- (1) 経済産業省における、コンビニエンスストアに係る調査項目の変更  
全店・既存店の販売額（商品分類別、経済産業局別）及び店舗数  
→既存店の販売額（商品分類別、経済産業局別）及び店舗数を取り止め、他の業態別調査と同様に全店の経済産業局別販売額を都道府県別販売額とする。
- (2) JFAのコンビニエンスストア調査における公表事項
  - ・ 今後も継続的に、既存店の販売額等を公表する。
  - ・ 販売額の商品構成比及び売上高前年同月比は全店ベースのみ公表しているが、平成26年7月分より既存店ベースで公表することとする。
- (3) JFAでは引き続きコンビニエンスストアにおける既存店の販売額等について把握し、時系列データを整備していくこととし、当省は地域別の詳細データを把握するという役割分担とする。
- (4) 商業動態統計調査において、コンビニエンスストアにおける既存店の売上高等を取り止めることを踏まえ、経済産業省のHPにJFAHPへのリンクを貼るなどユーザーへの利便性を図る。

2. JFAが毎月公表している「JFAコンビニエンスストア統計調査月報」における、既存店ベースの公表項目は次のとおり。

- ①店舗売上高（百万円）、前年同月比 (※)
- ②来店客数（千人）、前年同月比 (※)
- ③平均客単価（円）、前年同月比 (※)
- ④商品構成比及び売上高前年同月比  
商品：日配食品、加工食品、非食品、サービス

(※) の項目は、全店ベースも公表している。

- b 業界団体との意思疎通はどのような方法により、どれくらいの頻度で行っているか。 (010)
- c 今後、業界団体との意思疎通の方法はどのように行うことを想定しているか。 (011)
- d 民間委託を行うに当たり、委託契約の期間中に業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合、どのように対応することを想定しているか。 (012)

1. 前記 a に記載のとおり、前回の諮問に係る部会審議中に J F A と直接面談し、商業動態統計調査の改正内容を説明するとともに、今後も「J F A コンビニエンスストア統計調査月報」が現在のスタイルで公表を継続すること等を確認した。また、商業動態統計調査との役割分担を検討し、J F A では既存店ベースの数値について責任を持って公表してもらい、地域別の詳細な数値は国が調査を行うこととの役割分担を確認した。

2. その後、本調査の変更承認がされ、改正調査票が官報告示された段階（平成27年2月）で再度 J F A を訪問し、既存店ベースの数値について、経済産業省のHPでの J F A のHPへのリンクの貼り方を協議するとともに、J F A の販売額の商品別構成比が既存店ベースに変更したことを受けて、過去の時系列整備も行うことを確認した。

また、今後は変更がある段階で連絡を頂けることも確認した。

さらに、丁1の対象企業の数も限定的なことから、直接連絡することも業界から了解を頂き、調査の改正に際しては調査対象の個別企業に説明を行った。

3. 現在までのところ、J F A からは、データ把握の内容の変更は考えていないとの報告を頂いているが、変更の必要がある場合は早い段階で連絡を頂くことになっており、統計データの継続性の観点からも当省の公表データとの相互関係に影響が及ばないよう調整を図って参りたい。

また現時点では、毎月、主要な個別企業から販売動向などについて情報収集を行っており、今後とも、同様の対応を継続して参りたい。

### 3 オンライン調査の推進

a 最近(3か年度)の調査票の回収状況(全体の回収率、オンライン調査による回収率等)は、調査票ごとに、どのような推移となっているか。(013)

#### 1. 本調査の全体の回収率

	全体の回収率									
	全体の平均	乙を除いた平均	甲	乙	丙	T1~4の平均	T1	T2	T3	T4
平成24年度	87.5	96.8	78.7	83.3	99.4	/	100.0	/	/	/
平成25年度	87.9	97.1	78.4	83.7	99.7		100.0			
平成26年度	88.2	97.4	79.4	83.8	99.8		100.0			
直近3ヶ月の状況										
平成27年7月	87.0	97.0	78.1	83.1	99.8	92.8	100.0	100.0	82.8	100.0
8月	87.0	97.5	82.5	82.9	99.8	87.6	100.0	100.0	75.0	94.1
9月	88.2	97.6	82.5	84.5	99.8	91.4	100.0	100.0	81.0	98.0

注: T2~T4調査は平成27年7月分調査より開始された。

#### 2. 本調査のオンライン回収率

	オンラインの回収率									
	全体の平均	乙を除いた平均	甲	乙	丙	T1~4の平均	T1	T2	T3	T4
平成24年度	19.9	49.2	29.0	4.4	51.5	/	0.0	/	/	/
平成25年度	20.0	48.4	29.6	4.6	50.4		0.0			
平成26年度	21.1	48.4	29.0	5.9	50.5		0.0			
直近3ヶ月の状況										
平成27年7月	17.5	47.1	22.7	3.9	50.1	36.6	0.0	54.2	39.6	35.3
8月	19.5	48.2	32.6	6.2	50.2	36.6	0.0	54.2	45.8	29.2
9月	19.4	48.1	31.6	6.3	50.1	38.4	0.0	54.2	43.1	36.7

注1: T2~T4調査は平成27年7月分調査より開始された。

注2: 「全体の平均」において、「平成27年7月~9月」のオンライン回収率が「24年度~26年度の率」より下がっているのは、平成27年7月に母集団名簿を切り替えたことにより、甲~丁各調査の対象事業所数が変わったこと、また、標本の入れ替えにより、新に調査対象となった事業所があるためである。

(1) 乙調査のオンライン回収率が低い原因は、以下のとおり。

- ① 調査員が紙調査票を配布した上で、オンラインでも回答できる旨を伝えているが、調査項目が「月末従業者数」と「月間商品販売額」と少ないことから、オンライン提出の手続を踏むよりも、紙調査票に書いた方が簡便で迅速に対応できる場合が多いと考えられこと。

- ② 調査周期（最短で1年間）が短く、オンライン提出の登録をしてまで対応する事業所側のメリットが小さいと考えられること。

(2) 丁1調査のオンライン回収率が低い原因について

- ① 丁1調査の対象数は12企業と少なく、統計調査業務の効率化に寄与しないとの理由から、オンラインによる回答は導入してこなかったところである。しかし、事業者の負担軽減や利便性を考慮し、平成27年7月の改正に合わせて導入を行ったところである。

- ②平成27年7月に導入後、間もないことから、現在のところオンラインを導入した企業は無いが、引き続き、企業に対しオンライン導入の推進を図って参りたい。

b オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。当該取組の効果は出ているか。また、今後、どのような対策や取組を行うことを予定しているか。

(014)

1 当省では、毎年、調査票提出促進の一貫として、各種統計調査における調査票の提出率向上及びオンライン調査への移行促進のため、リーフレットの配布や調査対象企業・事業所への電話によるオンライン提出の利用推奨、電子調査票の改善等の取組を行っている。

2 今後も、報告者の事情、調査周期等を勘案し、オンライン回答による負担軽減効果について周知して参りたい。

また、丙調査及び丁1～4調査の対象事業所・企業に対するこの取組は、今回新たに民間委託する業務の一環としても実施して参りたい。